

地震対策編

地震対策編目次

第1章 総 則	1
第1節 計画の目的・性質等	1
第2節 防災機関の業務の大綱	2
第3節 安八町における被害想定等	3
第2章 地震災害予防対策	5
第1節 総則	5
第2節 防災思想・防災知識の普及	6
第3節 防災訓練	7
第4節 自主防災組織の育成と強化	8
第5節 ボランティア活動の環境整備	10
第6節 広域的な応援体制の整備	11
第7節 緊急輸送網の整備	12
第8節 防災通信設備等の整備	13
第9節 火災予防対策	14
第10節 避難対策	15
第11節 必要物資の確保対策	16
第12節 要配慮者・避難行動要支援者対策	18
第13節 応急住宅対策	19
第14節 医療救護体制の整備	20
第15節 防疫対策	21
第16節 まちの不燃化・耐震化	22
第17節 地盤の液状化対策	25
第18節 災害危険区域の防災事業の推進	26
第19節 ライフライン施設対策	27
第3章 地震災害応急対策	28
第1節 活動体制	28
第2節 ボランティア対策	32
第3節 災害応援要請	33
第4節 交通応急対策	34
第5節 通信の確保	35

第6節	地震災害情報の収集・伝達	36
第7節	災害広報	40
第8節	消防対策	41
第9節	水防対策	42
第10節	県防災ヘリコプターの活用	43
第11節	災害救助法の適用	44
第12節	避難対策	45
第13節	建築物・宅地の危険度判定	46
第14節	食料供給活動	47
第15節	給水活動	49
第16節	生活必需品供給対策	50
第17節	要配慮者・避難行動要支援者対策	51
第18節	帰宅困難者対策	52
第19節	医療・救護活動	53
第20節	救助活動	54
第21節	遺体の捜索・取扱い・埋葬	55
第22節	防疫・食品衛生活動	56
第23節	保健活動・精神保健	57
第24節	清掃活動	58
第25節	公共施設の応急対策	59
第26節	ライフライン施設の応急対策	60
第27節	文教災害対策	61
第28節	その他応急対策	62
第4章	東海地震に関する対策	63
第1節	計画策定の趣旨	63
第2節	基本的な考え方	64
第3節	東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の対策	65
第4節	活動体制	66
第5節	職員の動員体制	67
第6節	東海地震に関連する情報の伝達	68
第7節	事前避難対策	70
第8節	消防・水防対策	71
第9節	交通対策	72
第10節	緊急輸送対策	73

第1 1 節	物資等の確保対策	74
第1 2 節	保健衛生対策	75
第1 3 節	生活関連施設対策	76
第1 4 節	帰宅困難者・滞留旅客に対する措置	77
第1 5 節	公共施設対策	78
第5章	南海トラフ地震に関する対策	80
第1 節	総則	80
第2 節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	81
第3 節	防災訓練	82
第4 節	地震防災上必要な教育及び広報	83
第6章	地震災害復旧対策	84
第1 節	復旧・復興体制の整備	84
第2 節	公共施設災害復旧事業	85
第3 節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成、事業からの暴力団排除	86
第4 節	被災者の生活確保	87
第5 節	被災産業への支援	88

第1章 総 則

第1節 計画の目的・性質等

1. 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条の規定により、安八町防災会議が策定する計画であって、町及び防災関係機関がその有する全機能を有効に発揮して、町の地域における震災に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するとともに住民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉を図ることを目的とする。

2. 性格・構成

この計画は、災対法第42条の規定に基づき作成されている「安八町地域防災計画」の「地震対策編」として、東海地震、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震を始めとする海溝型地震や、平成7年（1995年）兵庫県南部地震、平成16年（2004年）新潟県中越地震、平成19年（2007年）新潟県中越沖地震といった内陸型地震を対象とし、その防災計画を定めるものである。

この計画は、町及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、これら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な、基本的大綱を示すものである。

なお、この計画中、第5章は大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条の規定に基づく地震防災強化計画とし、第6章は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第6条の規定に基づく推進計画とする。

また、この計画に定められていない事項については、岐阜県地域防災計画に準ずるものとする。

3. 用語

一般対策編第1章第1節6「用語」を準用する。

第2節 防災機関の業務の大綱

1. 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
岐阜地方気象台	<ol style="list-style-type: none">1 地震情報の伝達2 東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時）の伝達3 二次災害防止のための地震活動に関する情報、気象警報・注意報等、気象等に関する情報の適時・適切な提供4 緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報5 防災訓練の実施及び関係機関との協力

その他の内容については一般対策編第1章第2節「町及び防災機関の業務の大綱」を準用する。

第3節 安八町における被害想定等

1. 内陸型地震

断層は従来地震の原因ではなく、地震動の結果として地層がずれたのであるという考えであったが、近年、地震断層が発見されて、「最近の地質時代に活動した証拠があり、今後も繰り返し大規模地震を発生させる可能性がある」と判断される断層つまり活断層が、地震発生と密接なかわりをもっていることが明らかになった。今日では、活断層の存在は特に重要視されている。

岐阜県を中心とする中央日本の地域には、多数の活断層が分布していることが最近のプレートテクトニクスの研究によって明らかにされているが、県下南西部の主なものは、次のとおりである。

南西部地域における活断層は、濃尾平野を形成する上で重要な役割を果たしているほぼ南北方向に走る縦ずれ断層で特徴づけられる。濃尾平野では現在でもその西側ほど沈降する傾動運動が起こっており、濃尾平野の西端と養老山地とを境する養老断層によって平野側が沈降している。

濃尾平野の表面を覆っている堆積物は、現在の河川が上流から運んできた土砂であり、それに埋もれてしまった活断層は地表では確認できない。そうした中で、濃尾平野の地下には、ボーリング資料等から幾本かの活断層が推定されている。

①養老断層

養老断層は、濃尾平野の西端において垂井町南部から養老山地の東縁に沿って三重県の桑名市付近を通り、そのまま伊勢湾へ向かってのびていると考えられている活断層であり、西側の養老山地を上昇させ、東側の濃尾平野を沈降させる運動を現在も続けている。

2. 海溝型地震

日本列島付近には、太平洋プレート及びフィリピン海プレートの海洋プレートと、ユーラシアプレート及び北米プレート（オホーツク海プレート）の大陸プレートの4つのプレートがある。

海洋プレートは大陸プレートに比べて比重が大きいため、大陸プレートの下に沈み込んでおり、日本列島が位置するユーラシアプレート及び北米プレートの端では、常に歪（ひずみ）が蓄積されている。

この歪による変形がある極限に達すると、元の状態に戻ろうとする力が働き、プレートが急激に跳ね返ることとなり、これが日本の太平洋沿岸で繰り返し発生する巨大地震の原因であると考えられている。

近年中に発生し、特に県南部に多大な被害を及ぼすことが危惧されている「東海地震・東南海・南海地震」及び「南海トラフ巨大地震」は、この海溝型地震である。

3. 被害想定

平成 25 年に発表された岐阜県の調査によると、本町では、「養老－桑名－四日市断層帯地震」が発生した場合、最大震度は 6 強と想定されている。

また、「南海トラフ巨大地震」が発生した場合の最大震度は 6 弱と想定されている。これらの地震が発生すると、建物の崩壊に加えて、人的被害の発生も危惧されるほか、本町は地盤が軟弱であることから、液状化による被害にも見舞われる可能性が高い。

本町における被害想定の内容は、資料編の「地震被害想定」に示す。

第2章 地震災害予防対策

第1節 総則

地震は前ぶれなく不意に発生し、被害が同時かつ広域的に多発する地震に対して、即座に対応し得る体制の構築を図る。

第2節 防災思想・防災知識の普及

一般対策編第2章第2節「防災思想・防災知識の普及」を準用する。

第3節 防災訓練

1. 方針

地震災害発生時において、県計画、市町村計画等に定める災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、防災週間、岐阜県地震防災の日等を通じ、平常時から防災訓練を継続的に実施するものとし、逐年その内容を高度なものとするとともに、防災環境の変化に対応したより実効性のあるものとするように努める。

その他の内容については一般対策編第2章第3節「防災訓練」を準用する。

第4節 自主防災組織の育成と強化

一般対策編第2章第4節「自主防災組織の育成と強化」に定めるところによるものとするが、特に大規模な地震が発生した場合の住民、地域、事業所の活動及び各機関との連携について、次のとおり定める。

1. 住民の自主防災活動の促進

住民の一人ひとりが「自らの身の安全は自らが守る」という意識のもとに、平時から、災害に対して十分な備えを行うとともに、災害が発生した場合においては、迅速かつ的確に対応できるように、自主防災思想の普及、徹底を図る。

活動区分	活 動 内 容
平常時	1 防災知識の習得 2 地域の防災設備や災害危険性について周知徹底 3 情報収集伝達・消火・避難・救出救護・給食給水・物資供給等の 防災訓練の実施 4 生活必需品、防災資機材等の備蓄 5 防災点検の実施 6 地域内の他組織との連携
災害時	1 身の回りの安全確保 2 火元の始末（出火防止） 3 消火・救出作業 4 正確な情報の収集 5 避難活動
避難後	1 避難生活への対応 2 自立へ向けた行動

2. 事業所等の自主防災体制の充実・強化

事業所等は、平常時から災害予防に万全を期すとともに、災害発生時においては、被害を最小限に食い止め、利用者や従業員の安全を守るため、迅速かつ的確な対応を図る。

また、地域の一員として、災害対策に協力できる体制を整える。

活動区分	活 動 内 容
平常時	1 防災計画の策定 2 重要書類、データの保存対策の実施 3 情報連絡の複数ルート確保 4 自衛消防隊の充実・強化 5 資機材の整備 6 町・地域との協働計画の検討
災害時	1 負傷者の手当、初期消火の実施 2 災害対策本部の設置 3 地域との協働（消火・救出作業、避難場所としての提供） 4 従業員の安否確認 5 救援物資の調達
避難後	1 被災者の避難場所への移動に伴う町との連携 2 業務の再開

第5節 ボランティア活動の環境整備

一般対策編第2章第5節「ボランティア活動の環境整備」を準用する。

第6節 広域的な応援体制の整備

一般対策編第2章第6節「広域的な応援体制の整備」を準用する。

第7節 緊急輸送網の整備

一般対策編第2章第6節「広域的な応援体制の整備」を準用する。

第 8 節 防災通信設備等の整備

一般対策編第 2 章第 8 節「防災通信設備等の整備」を準用する。

第9節 火災予防対策

一般対策編第2章第9節「火災予防対策」を準用する。

第10節 避難対策

大地震の発生時には、二次災害のおそれのある区域の住民等は、速やかに安全な場所に避難することが何よりも大切であり、また、建物の倒壊、火災等により住居が奪われる等、長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態が予測されるため、避難所における良好な生活環境の確保に努める。

1. 避難場所・避難所

(1) 指定緊急避難場所の指定

指定緊急避難場所については、町は、地震に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大震火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

その他、一般対策編第2章第12節「避難対策」を準用する。

第 1 1 節 必要物資の確保対策

災害発生後 3 日分の生活に必要な食料、飲料水、生活必需品等の備蓄を住民に広報するとともに、速やかな調達が行えるように関係団体等との協定締結を図る。

なお、備蓄に当たっては地域完結型の備蓄を心がけるように努めるとともに、被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、輸送体制の整備を図る。

1. 住民による個人備蓄の広報

災害発生後は、行政側の対応も混乱が予想されるため、発生後 3 日分の生活に必要な食料、飲料水、物品等は原則として個人が備蓄するものとし、町はその啓蒙に努める。

2. 町における初期対応について

災害発生後の物資及び食料の供給は、本町においては、商工会、農業協同組合、業者等と協定を締結する等速やかな調達体制の整備を図ることを第一義とするが、最小限必要な備蓄についても検討する。

3. 備蓄物資と各機関における役割分担

町及び自主防災組織においては、今後備蓄の検討を行うが、備蓄を行う際には、次のとおり県との役割分担を図り、効率的な備蓄を行う。

区 分	概 要
町	水、食料、生活必需品等災害発生後直ちに必要なもの救急・救助活動資機材等緊急性の高いもの及び使用頻度の高いもの
県	使用頻度は低いがあると便利なもので高価なもの

4. 食料及び生活必需品の確保

町は、災害が発生した場合、緊急に必要とする食料及び生活必需品を確保・供給するため、あらかじめ次の計画を策定する。

- (1) 確保すべき品目、数量
- (2) 流通在庫の定期的調査
- (3) 緊急物資調達に関する機関、業者との調達協定の締結
- (4) 緊急物資調達を含む相互応援協定の締結
- (5) 調達体制
- (6) 緊急輸送体制（輸送方法、輸送経路等）
- (7) 備蓄物資の品目、数量、備蓄場所
- (8) 配分計画

5. 物資の集積場所

物資の一時集積場所については、一般対策編第 3 章第 18 節「生活必需品供給活動」によるも

のとする。

6. 飲料水確保計画の策定

町は、災害が発生した場合の応急飲料水を確保するため順次、次の整備を図る。

- (1) 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画の作成
- (2) 応急給水用資機材等の整備
 - ア 飲料水兼用型貯水槽、鋼板プール
 - イ 給水タンク、ろ過装置、給水車
- (3) 湧き水、井戸水等の把握
- (4) 水道工事事業者等との協力体制確立
- (5) 復旧資材の備蓄
- (6) 住民、事業所等に対する貯水、応援給水について指導

7. 住民の責務

住民は、次のとおり被災が発生した場合の緊急物資の確保及び体制づくりに努める。

- (1) 最低3日間程度の生活を確保できる緊急物資の備蓄（乳幼児、高齢者等の家族構成に配慮）
- (2) (1)のうち、非常持出品の準備（最低3日間程度の食料、防災用品、懐中電灯、携帯ラジオ、救急用品等）等
- (3) 自主防災組織等を通じての助け合い運動の推進（共同備蓄の推進等）
- (4) 1人1日3ℓを基準とし、世帯人数の最低3日間分を目標とする貯水
- (5) 自主防災組織による給水体制の整備と資機材の整備（浄水器、ポリタンク、ポリ袋等）の検討

8. 事業所等の責務

医療機関、社会福祉施設、企業、事業所等は、利用者、入所者等の特性に応じた物資の備蓄に努める。

第 1 2 節 要配慮者・避難行動要支援者対策

一般対策編第 2 章第 14 節「要配慮者・避難行動要支援者対策」を準用する。

第 13 節 応急住宅対策

一般対策編第 2 章第 15 節「応急住宅対策」を準用する。

第 1 4 節 医療救護体制の整備

一般対策編第 2 章第 16 節「医療救護体制の整備」を準用する。

第 15 節 防疫対策

1. 災害廃棄物処理体制等の確立

町、県は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理の体制の確立及び十分な大きさの仮置き場・処分場の確保に努める。

また、町、県は、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るとともに、仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。

その他の内容については一般対策編第 2 章第 17 節「防疫対策」を準用する。

第16節 まちの不燃化・耐震化

「地震に強いまちづくり」を推進するためには、町、県で行う事業に加え、住民自身が行う対策を併せ実行することが重要であり、町、県、住民は生命の安全の確保を第一としつつ、それぞれ次の対策の実施に努める。

1. 防災上重要な建築物の耐震性確保の推進

町は、災害時に応急対策活動の拠点となる町有施設や消防施設等の耐震性を確保するため、施設の耐震化を推進する。

2. 一般建築物の耐震性強化

(1) 建築基準法に基づく建築物等の規制による推進

建築物の敷地、構造及び用途等が建築基準法に適合するよう、県では建築確認審査業務とおした指導を行っている。

町及び県は、木造住宅の危険度を評価できるウェブサイトを活用する等、耐震化の必要性と具体的な耐震方法の啓発に努める。

(2) 広報の実施

学校、医療機関、観光施設等多数の住民が集合する建築物においては、落下物の防止を含む耐震性の確保について指導、広報を行う。

3. 被災建築物の応急危険度判定制度の創設

地震により被災した建築物（一般住宅を含む。）及び宅地が余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を実施する技術者を確保するため、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「被災宅地危険度判定連絡協議会」が定める判定要綱及び判定業務マニュアル（震前対策編）に基づき平常時から事前に準備しておくよう努める。

また、町及び県は、被災時に円滑な判定活動が行えるよう、あらかじめ判定士を対象とした判定訓練を実施し、判定技術の向上を図る。

4. ブロック塀（石塀を含む。）の倒壊防止対策

(1) 住民に対し、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。

(2) ブロック塀を新設又は改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

(3) ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生垣化等を奨励する。

5. 建築物不燃化の促進

(1) 防火・準防火地域の指定

町は、建築物が密集し、火災により多くの被害を生ずるおそれのある地域に対し、耐火建築物、簡易耐火建築物その他建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建築を促進する。

6. 道路施設等の整備

地震発生後、緊急輸送の確保等の観点から、道路、橋りょう等の耐震性の向上等の防災対策の推進を図る。

(1) 道路の整備

大規模地震発生時における災害応急活動及び警戒宣言発令時の対策活動の実施に必要な要員、物資等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路を事前に指定するとともに、その整備に努める。さらに、必要な代替ルート確保が可能となるよう必要な道路整備を推進する。

また、道路防災点検に基づき、緊急的に対策が必要とされる箇所について、順次対策を実施するとともに、電気、電話、ガス、水道のライフラインの安全性・信頼性を高めるために、共同溝、電線共同溝の整備推進を図る。

さらに、市街地においては、消防活動が困難である区域の解消あるいは、道路空間が有する延焼遮断機能について考慮し、新設改良計画を策定する。

(2) 橋りょうの整備

新たに橋梁等を建設する場合は、耐震性に配慮した建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。

既設橋梁については、複断面の高架橋（下に並行して道路がある高架橋）、跨線橋（鉄軌道をまたぐ橋）、跨道橋（他の道路をまたぐ橋）や緊急輸送道路等の緊急度の高い橋梁から、橋脚の補強、落橋防止措置（橋桁が載っている部分の拡幅、桁どうしの連結等大地震発生時でも橋桁が下に落ちないように防止する装置）を順次整備する。

道路防災点検に基づき（「道路橋示方書」「道路震災対策便覧」等により）、緊急性の高い橋りょうについて順次耐震補強を実施する。

7. 河川等の整備

河川管理者及び町は、次のとおり、安全と利用の両面から河川施設の整備を推進する。

(1) 河川管理施設の安全性の確保

地震災害時における樋門、排水機等の施設の被害を防止するため、それぞれの施設について耐震診断と破壊影響等の調査を実施し、補強対策工事の必要な箇所を指定し、整備を図る。

(2) 河川空間の整備

河川の防災・避難空間としての機能を踏まえ、地震災害時の防災・避難場所としての一時的活用を図る。

高水敷を利用した緊急用河川敷通路の検討・整備を図る。

(3) 消防水利の強化

河川水利用の消火活動に資するため、必要に応じて河川堤防や河岸から水辺へのアプローチの改善を図る。(坂路や階段の設置、緩傾斜護岸の採用等) また、水道管等の被災による消防水利の不足に備えるため、用水路等の活用を図る。

8. 都市の防災対策

(1) 都市防災の推進

町は、過密化した都市の地震災害を防止、軽減する観点から土地利用の規制・誘導、避難場所、避難路等の整備及び建築物の不燃化等による町の整備の施策を総合的に展開し、都市の防災構造化を図る。

(2) 緑の基本計画の策定

町は都市緑地保全法に基づき、地震災害時における安全性の確保のための緑地の配置等を定める「緑地に保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）」を策定し、防災空間の確保に努める。

(3) 住環境整備事業の推進

町は、市街地において、不良住宅が集団的に存する地区等を居住環境及び都市防火等の観点から整備し、防災性の高い安全で快適なまちづくりを図る。

町は、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地利用増進を目的とした土地区画整理事業を実施することにより、防災的効果を有した安全で快適なまちづくりを促進する。

第17節 地盤の液状化対策

本県平野部（特に沖積層が厚く堆積したところ）の地盤は軟弱であることを踏まえ、岐阜県を震源とした地震はもとより、周辺県、さらに遠隔地で発生した地震においても、それが長周期地震動を伴い、揺れの時間が長いほど地盤の液状化現象の発生が考えられることから旧河道等の液状化のおそれのある個所を始めとして、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて、適切な予防措置及び迅速な安全点検を講ずる。

1. 液状化危険度に関する意識啓発

町及び県は、液状化危険度マップの周知、自宅周辺の過去の土地利用の経過等の把握をすすめ、一般住宅の液状化対策工法の周知等、より具体的な液状化危険度に関する意識啓発を行う。

2. 液状化危険度調査の見直し

町及び県は、揺れの時間の長さを考慮した、精度の高い液状化危険度マップを作成し、平常時から液状化危険度を把握するとともに、住民に対する危険度の周知に努める。

3. 基幹交通網における耐震化の推進

町及び県は、液状化危険度マップを活用した、重要度を考慮した道路等ライフライン復旧の優先順位の整理を行う。

4. 堤防の液状化対策

強い揺れが長く続く地震動が発生した場合には地盤の液状化による堤防の沈下が懸念されることから、河川管理者は、水害の二次被害を防ぐため、堤防の耐震点検及び液状化に備えた対策等を適切に行う。

5. ライフライン施設等の液状化対策

町及び県は、ライフライン施設に関して、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や、マンホールの浮き上がり防止等、液状化が発生した場合でも施設等の被害防止する対策を実施する。

第18節 災害危険区域の防災事業の推進

本町の地勢は、海拔4～6メートル内外の平地で、地盤が軟弱であることから、大規模な地震が発生した場合、道路の地割れ、陥没、堤防の損傷等の発生のおそれがあり、防災事業の推進が必要である。

このため、災害危険区域を把握し、関係機関及び地域住民に周知徹底するとともに、緊急度の高い区域から防災事業の推進及び指導を図る。

1. 土地利用の適正誘導

町は、地盤災害の予防対策として、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法をはじめとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。同時に、地盤地質をはじめ自然条件の実態を把握する自然環境に関するアセスメントを実施することによって、地震に伴う地盤災害の予防を検討する必要がある。

この他、液状化等の地盤災害が発生すると思われる地域のため、防災カルテや防災マップ等により正しい知識の普及に努め、周知徹底を図る。

2. 宅地造成の規制誘導

町は、県と協力し、宅地造成等規制法や都市計画法の開発許可制度によって一定規模以上の宅地造成を許可制度とし、擁壁の技術基準など、宅地の安全確保を図るため規制誘導策を進める。

3. 津波河川遡上対策

町及び河川管理者は、地震発生時に津波の河川遡上の危険性があることを、事前に河川利用者及び沿川住民へ十分周知し、危険性を認識してもらうよう努める。

なお、町は、津波発生時に河川利用者及び沿川住民に対する津波の河川遡上のおそれがあることを迅速に広報するための体制の整備を行うとともに、広報訓練を防災訓練の中に取り入れるなど津波河川遡上対策を進める。

第 19 節 ライフライン施設対策

一般対策編第 2 章第 21 節「ライフライン施設対策」を準用する。

第3章 地震災害応急対策

第1節 活動体制

活 動 の ポ イ ン ト		関 係 機 関
<p>1 動員基準</p> <p>準備体制（震度4） ⇒ 総務課若干名</p> <p>警戒体制（震度5弱） ⇒ 総務課・建設課全員・町長が指名した課</p> <p>非常体制（震度5強以上）⇒ 全職員</p> <p>2 震度5強以上の場合の措置</p> <p>(1)全職員は町本部（役場庁舎）に自主参集。ただし、結支所勤務職員は、結支所に参集</p> <p>(2)災害により（1）が不可能な職員は最寄りの本町機関において自主応援活動を実施</p> <p>(3)全職員が参集途上において被害調査及び避難所への避難状況確認を実施</p> <p>(4)先着した職員により事務分掌を超えて緊急初動特別班を編成（緊急初動特別班の実務は本節4を参照）</p>	全ての課	

1. 計画の方針

地震は風水害等の災害と異なり、突発的なものであるため、その発生後短時間に起動する体制づくりを整備するとともに、災害対策本部設置予定場所自体が被災する可能性を考慮する等、迅速性及び柔軟性を備えた初動体制の構築を図る。

なお、この計画中に定めのない事項は、一般対策編第3章第1節「活動体制」の定めるところによる。

2. 体制等（動員基準）

地震が発生したとき、あるいは町本部が設置されたときの体制は次によるものとする。

体制	基 準	内 容	動員 人員	摘 要
準備体制	<p>1 岐阜地方気象台が震度4を発表したとき。</p> <p>2 震度情報システムで震度4を感知したとき。</p>	情報収集及び連絡活動を主とし、状況により他の職員を動員できる体制	総務課 若干名	・災害対策本部は設置されない。

警戒体制	<p>1 岐阜地方気象台が震度5弱を公表したとき。</p> <p>2 震度情報システムで震度5弱を感知したとき。</p> <p>3 岐阜地方気象台の発表にかかわらず、町内で震度5弱程度の地震を感じたとき</p>	警戒活動にあたり、事態の推移に伴い、速やかに本部を設置できる体制	<p>総務課 建設課 全 員</p> <p>※ 必要に応じ町長が指名した課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 町長が必要と認めれば、災害対策本部が設置される。 各課の体制は、各々の計画による。
非常体制	<p>1 岐阜地方気象台が震度5強以上を公表したとき。</p> <p>2 震度情報システムで震度5強以上を感知したとき。</p> <p>3 岐阜地方気象台の発表にかかわらず、町内で震度5弱以上の地震を感じたとき。</p>	災害が発生し、町域に大規模な災害が予想され、全町的に応急対策がとれる体制	全職員	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部が設置される。

3. 動員基準に対応した措置

体制	情報の収集・報告		措置内容
準備体制	動員職員による被害調査実施	被害なし	<p>通常業務 (時間外の場合は報告後解散)</p> <p>1 地震に関する情報の収集</p> <p>2 被害情報の把握</p> <p>3 被害情報の県への報告</p> <p>4 必要に応じて関係機関等への通報</p> <p>5 必要に応じて総務課長及び町長等への報告</p> <p>6 初期災害応急対策</p> <p>7 災害情報に関する広報</p>
		被害あり	<p>警戒体制へ</p>
警戒体制	動員職員による被害調査実施	被害なし	<p>通常業務 (時間外の場合は報告後解散)</p> <p>1 地震に関する情報の収集</p> <p>2 被害情報の把握</p> <p>3 被害情報の県への報告</p> <p>4 関係機関等への通報</p> <p>5 各部長及び町長等への報告</p> <p>6 必要に応じて災害対策本部を設置</p> <p>7 初期災害応急対策</p> <p>8 災害情報に関する広報</p>
		被害あり	<p>非常体制へ</p>
非常体制	全職員が参集途上において被害調査を実施		<p>1 全職員が直ちに登庁</p> <p>2 それぞれの役割に応じた災害応急対策業務を実施</p>

4. 職員動員計画

災害応急活動に関し、所要の人員を確保するため次により動員を行う。

なお、この計画中に定めのない事項は、一般対策編第3章第2節「災害対策要員の確保」の定めるところによる。

(1) 職員の動員体制

準備体制及び警戒体制要員は、それぞれの基準に該当する地震が発生した場合、直ちに準備あるいは警戒体制につく。

なお、必要により町長（又は代理者）が行う配備要員の指名伝達は、一般対策編に定める系統による。

(2) 初動体制

ア 勤務時間外に震度4及び5弱の地震が発生した場合の初動体制

地震が発生した場合の動員は、原則として本章第1節「活動体制」2.「体制等」に基づいて行う。震度5弱までの初動体制は、主に被害調査を行い、3.「動員基準に対応した措置」の定めるところによる。

イ 勤務時間外に震度5強以上の地震が発生した場合の初動体制

勤務時間外において震度5強以上の地震が発生した場合は、あらかじめ定められた伝達系統による動員の命令を待たず、全職員は自主的に参集する。

措 置	内 容
1 参集	1 全職員が自発的にあらゆる手段をもって、役場庁舎に参集する。ただし、結支所に勤務する職員は、結支所に参集する。 2 災害その他により、役場庁舎に参集出来ない職員は、最寄りの本町機関に参集の上自主応援活動を行い、その旨を所属長に報告するよう努める。 3 参集職員により、直ちに災害対策本部を設置する。
2 被害状況の収集	1 職員は参集する際に被害状況及び避難所への避難状況の収集を行う。 2 収集する情報については、事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。
3 被害状況の報告	1 職員は収集した情報を各課長に報告する。 2 各課長（又は次席者）は、被害状況を災害対策本部長に集約する。
4 緊急初動特別班の編成	1 先着した職員により緊急初動特別班を編成し、順次※初動に必要な業務に当たる。
5 緊急初動体制の解除	1 各災害応急対策活動に必要な要員が確保された段階で、緊急初動特別体制を解除し、職員は本来の災害対策業務に戻るものとする。

※ 「初動に必要な業務」とは、主に次のようなものである。

ア 被害状況調査

イ 地震等情報調査

- ウ 関係機関等への情報伝達
- エ 災害対策本部の設置
- オ 防災用資機材の調達・手配
- カ 広報車、防災行政無線等による住民への情報伝達
- キ 支援物資調達準備計画の策定
- ク 安全な避難場所への誘導
- ケ 避難所の開設
- コ 広域応援要請の検討

第2節 ボランティア対策

一般対策編第3章第3節「ボランティア対策」を準用する。

第3節 災害応援要請

一般対策編第3章第4節「広域的な応援要請対策」を準用する。

一般対策編第3章第5節「自衛隊災害派遣要請」を準用する。

第4節 交通応急対策

一般対策編第3章第6節「交通応急対策」を準用する。

第5節 通信の確保

一般対策編第3章第7節「通信の確保」を準用する。

第6節 地震災害情報の収集・伝達

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
<p>① 地震情報等の受理・伝達 本節2に定めるとおり</p> <p>② 被害情報の収集 (1) 被害規模把握のための活動 ○職員の参集時による被害調査 ○自主防災組織及び地域の協力員からの情報収集 (2) 県及び消防庁への報告 ○概括的情報を把握できた時点で、直ちに報告 ○県に連絡不能 ⇒ 直接消防庁へ報告 ○119番殺到時 ⇒ 県とともに消防庁へも報告</p> <p>③ アマチュア無線、パソコン通信等通信ボランティアの協力体制の構築(平常時より)</p>	<p>全ての課</p>

1. 計画の方針

地震発生直後における初動体制の確立、迅速な応急対策活動の実施のために、関係機関との連絡や情報収集を図り、職員及び住民等へ確実な情報の提供を実施する。

2. 地震情報等の受理・伝達

(1) 岐阜地方気象台の発表する地震情報等

岐阜地方気象台は、県内に設置した観測点で震度1以上を観測した場合は「各地の震度に関する情報」を、震度3以上を観測した場合等では「震度速報」、「震源に関する情報」、「震源・震度に関する情報」を、さらに場合に応じて「地震回数に関する情報」等を発表する。

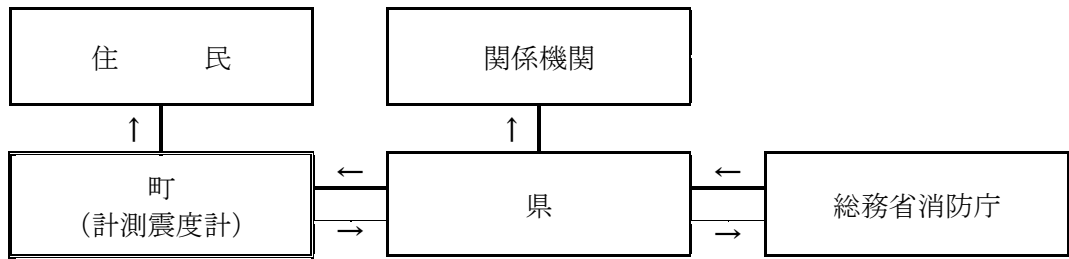
(2) 地震情報等の伝達

町は、県を通して伝達される地震情報及び震度情報ネットワークシステムから得られた震度情報を受理したときは、直ちに住民等に伝達するとともに、避難の勧告、指示等の措置を行う。

ア 地震情報の伝達系統図

一般対策編第3章第8節「警報・注意報・情報等の受理伝達」の系統図に示す経路に準ずる。

イ 震度情報の伝達系統図



- | | | | |
|---------------------------------|------------------------|--------------------|-----------------------|
| 【
応
急
活
動
例
】 | ○被害推定 | ○市町村別被害推定 | ○団体別被害推定 |
| | ○職員非常参集 | ○職員非常参集 | ○職員非常参集 |
| | ○警戒出動 | ○県下関係機関への
情報伝達 | ○近隣県への応援
準備指示 |
| | ○地域住民への広報 | ○被害現場への職員
派遣検討 | ○国土交通省等関係
機関への情報伝達 |
| | ○応援要請等の対応
方針の検討 | ○県内応援体制の検討 | ○被災現場への職員
派遣検討 |
| | ○県外応援要請・自衛
隊へ応援要請検討 | ○近隣都道府県の
震度情報伝達 | |
| | ○報道機関を通じて
県民への情報提供 | | |

凡 例	
	県・消防庁に集まった震度情報の流れ
	市町村で計測した震度情報の流れ

(3) 緊急地震速報の発表・伝達

町は、気象庁から受信した緊急地震速報を地域衛星通信ネットワーク、町防災行政無線等により住民等への提供に努める。

3. 被害情報等の収集、連絡

(1) 被害規模早期把握のための活動

町本部は、地震による被害規模の早期把握のため、次の活動を行う。

- ア 災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。
- イ 県下に震度5弱以上の地震が発生したとき、又は県下に甚大な被害が予想されるとき、防災ヘリコプター、県警ヘリコプターは、情報収集に当たる。
- ウ 被害が広範にわたる場合は、自衛隊に対し航空偵察を要請する。
- エ 参集途上にある職員に、チェックポイントを記載した経路の地図を携行させ、途中の被害状況や商店等のオープン状況等の情報収集を行わせる。
- オ 自主防災組織や自治会等地域住民及び警察活動協力員から情報を収集する。
- カ 被害が甚大な場合にあつては、調査班を編成し現地に派遣する。
- キ 甚大な被害を受けた職員を自宅待機させ、自宅周辺の情報収集に当たらせる。
- ク 災害発生直後において収集すべき被害情報

- (ア) 土砂災害の発生状況
 - (イ) 人命危険の有無及び人的被害の発生状況
 - (ウ) 家屋等建物の倒壊状況
 - (エ) 火災等の二次災害の発生状況及び危険性
 - (オ) 避難の必要の有無及び避難の状況
 - (カ) 住民の動向
 - (キ) 道路及び交通機関の被害状況
 - (ク) 電気、水道、電話等ライフラインの被害状況
 - (ケ) その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項
- (2) 地震発生直後、被害の第1次情報等の収集・連絡

町本部は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報等を把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。また、通信の途絶等により県に連絡できないときは、直接総務省消防庁へ連絡する。

さらに、119番通報が殺到する状況については、大垣消防組合消防本部は町本部及び県に報告するとともに直接総務省消防庁へも報告する。

- (3) 第2次段階において収集すべき被害情報

町本部は、(1)のクに定める情報により被害の規模を推定した後、さらに次の調査を行い、的確な応急対策の実施を図る。

- (ア) 被害状況
 - (イ) 避難勧告、指示又は警戒区域の設定状況
 - (ウ) 避難所の設備状況
 - (エ) 避難生活の状況
 - (オ) 食料、飲料水、生活必需物資等の供給状況
 - (カ) 電気、水道、電話等ライフラインの復旧状況
 - (キ) 医療機関の開設状況
 - (ク) 救護所の設置及び活動状況
 - (ケ) 傷病者の収容状況
 - (コ) 道路及び交通機関の復旧状況
- (4) 被害調査の報告及び追加措置

(1)のク及び(3)により収集された情報は、調査項目ごとに担当課がとりまとめ、県に報告を行う。

なお、被害調査員のみでは調査が不足の場合又はさらに詳細な調査が必要な場合は、各課により調査班を編成し、一般対策編第3章第9節「災害情報等の収集・伝達」に定める区分により被害調査を行う。

4. 通信ボランティアの活用

大規模な災害発生時で情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線家、パソコン通信利用者等通信ボランティアの協力を得ることとし、平常時からその体制を整備する。

第7節 災害広報

1. 計画の方針

一般対策編第3章第10節「災害広報」の定めるところによるものとするが、特に震災時における災害に関する情報の広報は、次のとおりとする。

2. 住民への広報

震災時に有効な情報手段としては、知事を通じた報道機関への放送要請の他、次のようなものがある。

伝達手段	種 別	特 色
広 報 車	被害状況 生活情報	発災直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用
防 災 行 政 無 線	被害状況 生活情報	〃
掲 示 板	生活情報 安否情報	各避難所や地域の拠点に設置。被災者同士の情報交換にも有効
情 報 紙	生活情報 安否情報	各避難所に配布。最も重要、確実な情報提供手段のひとつ
新 聞 折 り 込 み	生活情報 安否情報	避難所以外の被災者に確実に情報提供が可能
インターネット等	被害状況 生活情報 安否情報	町からの情報以外に、被災者、被災者の家族・友人等間での情報交換も可能

第 8 節 消防対策

一般対策編第 3 章第 11 節「消防活動」を準用する。

第9節 水防対策

1. 計画の方針

大規模な地震が発生し、地震による外力や地盤の液状化により堤防の崩壊、水門、樋門、ダム、ため池等の決壊等が生じ、浸水のおそれがある場合又は浸水による被害に対し、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急措置を適切に実施し、氾濫水による被害の拡大防止に努める。

2. 水防情報の収集

(1) 河川管理施設等の被害状況の把握

河川管理者及び発電ダム、ため池等河川に関する施設の管理者は、地震による施設被害の状況を速やかに把握するとともに、他の管理者や関係機関との連絡を密にし、状況の掌握に努める。

水防管理者は、河川管理者やその他の管理者との連絡を密にし、その区域における水害発生の際の情報収集に努める。

(2) 気象状況の把握

河川管理者等は、地震災害発生後の気象状況に留意し、施設被害が生じたことによる浸水被害や降雨災害の発生のおそれ、また、洪水の発生等の可能性等に注意する。

3. 水防活動

(1) 水防体制

地震発生後、さらに洪水の来襲が想定される等、水害による被害が予想される場合、水防管理者は水防体制をとる。

(2) 水防計画

応急措置、水防活動に関する計画は、それぞれが定める水防計画による。

4. 応援要請

水防管理者は、相互に協力するとともに、水防上必要があるときは他の水防管理者の応援を要請する。要請を受けた水防管理者は、自らの管理区域における水防活動に支障のある場合を除いて、要請に従い、できる範囲で応援をする。

第 10 節 県防災ヘリコプターの活用

一般対策編第 3 章第 13 節「県防災ヘリコプターの活用」を準用する。

第 1 1 節 災害救助法の適用

一般対策編第 3 章第 14 節「災害救助法の適用」の「災害救助法適用基準」を準用する。

第 1 2 節 避難対策

一般対策編第 3 章第 15 節「避難対策」を準用する。

第13節 建築物・宅地の危険度判定

1. 計画の方針

「被災建築物応急危険度判定士」及び「被災宅地危険度判定士」が被災した建築物及び宅地の被害状況を調査し、余震等による二次被害に対する危険度の判定・表示等を行い住民へ情報提供する。

2. 町の責務

町は、建築物及び宅地の被災状況に基づき危険度判定を要すると判断した場合、判定実施本部を設置し、判定活動に必要な措置を講じる。

併せて、被災者等への周知、状況に応じて県への判定士派遣等の支援要請を行う。

第 1 4 節 食料供給活動

1. 計画の方針

地震発生後の被災者及び応急対策活動従事者等に対する迅速な食料の応急供給を行うため、これら食料供給活動の実施体制、食料の調達等を迅速、的確に行う。

なお、この計画に定めのない事項については、一般対策編第 3 章第 16 節「食料供給活動」の定めるところによる。

2. 食料の供給

(1) 食料の確保

震災時における食料の供給については、速やかな調達を図るものとするが、大規模な地震が発生した場合は、発災後 3 日間被災者に供給できる食料があれば、その後は救援物資等により対処可能と考えられるので、第一に発災後の 3 日間の食料を各家庭の備蓄と町内業者からの調達でまかなえる体制の確立を目指す。

ア 住民には、インスタントやレトルト等の個人備蓄を呼びかける。

イ 本町における確保の方法としては、業者との協定締結等を検討する。

(2) 少数者への配慮

通常の配給食料を受付けることのできないアレルギー性疾患等の患者のために必要な食料、粉ミルク等の調査を行い、備蓄若しくは入手経路等の確立を図る。

3. 避難所における供給計画

大規模な地震の発生により避難所を開設した場合の食料等の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を心がける。

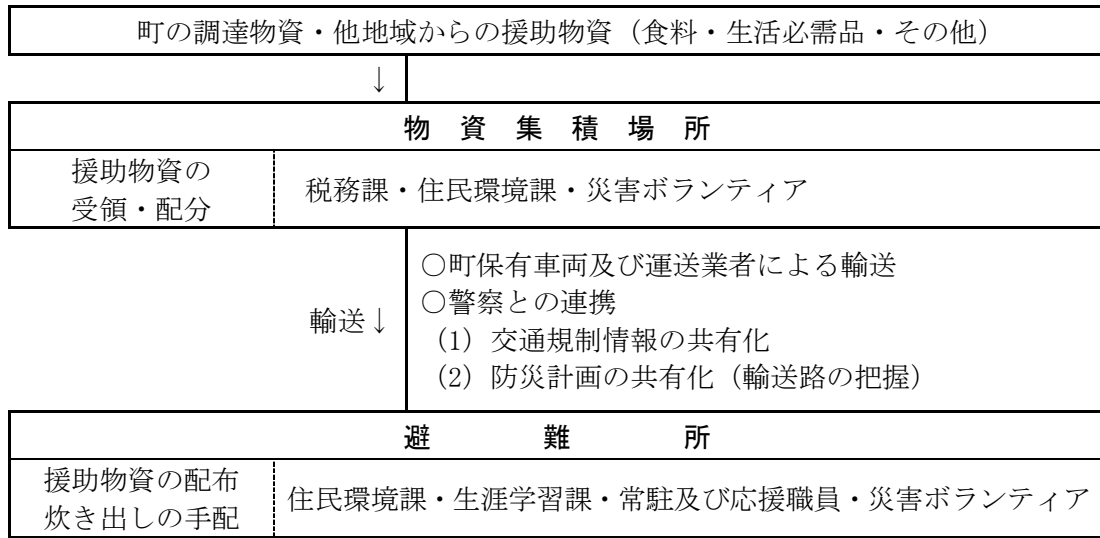
段 階	内 容	食 糧
第一段階	生命の維持	おにぎり・パン等すぐに食べられるもの
第二段階	心理面・身体面への配慮	温かい食べもの（煮物等）・生鮮野菜・野菜ジュース等
第三段階	自立心への援助	食材の給付による避難者自身の炊き出し

4. 震災時における食料等供給の流れ

(1) 実施担当

担 当 課	実 施 内 容
総 務 課	輸送車両確保
産業建設課	食料・生活必需品、燃料等の調達
税 務 課・住民環境課	調達・救援物資の受領・配分
住民環境課・生涯学習課	食料・生活必需品の配布、炊き出し手配

(2) 供給の流れ



第 15 節 給水活動

一般対策編第 3 章第 17 節「給水活動」を準用する。

第16節 生活必需品供給対策

1. 計画の方針

一般対策編第3章第18節「生活必需品供給活動」の定めるところによるが、避難所における供給計画等について、次のとおり定める。

2. 避難所における供給計画

段階	内容	生活必需品等
第一段階	生命の維持	毛布等（季節を考慮したもの）
第二段階	心理面・身体面への配慮	衣料類・下着・タオル・洗面用具・生理用品等
第三段階	自立心への援助	なべ・食器類（自炊のためのもの）・テレビ・ラジオ・洗濯機等の設備

3. 震災時における物資供給の流れと実施担当

本章第14節「食料供給活動」の4. に定めるところとする。

第 17 節 要配慮者・避難行動要支援者対策

一般対策編第 3 章第 19 節「要配慮者・避難行動要支援者対策」を準用する。

第 18 節 帰宅困難者対策

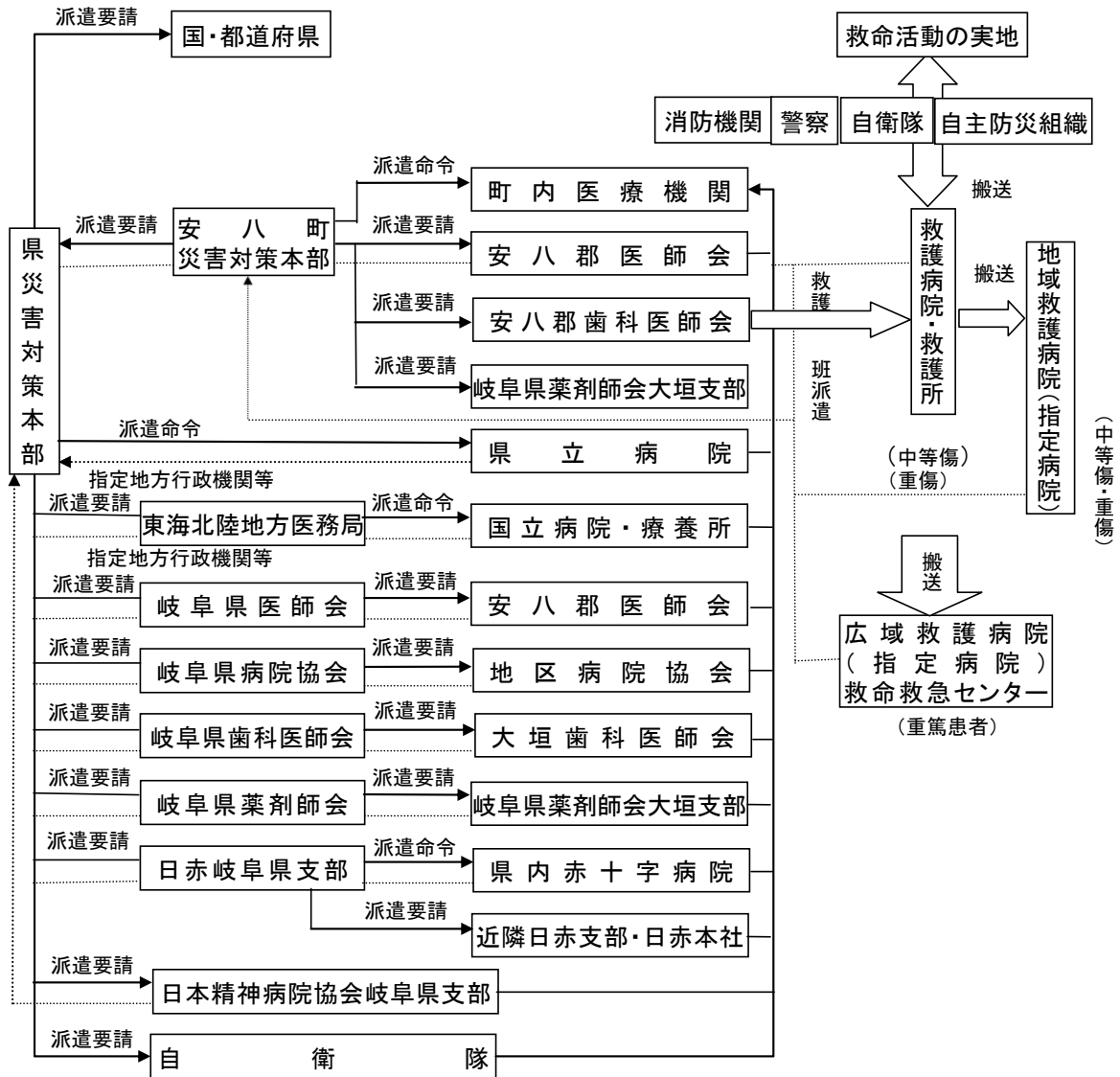
一般対策編第 3 章第 20 節「帰宅困難者対策」を準用する。

第19節 医療・救護活動

1. 計画の方針

一般対策編第3章第22節「医療・救護活動」の定めるところによるが、震災対策として、本町の救急医療体制を次のように定め、その充実に向け検討、実施していく。

2. 医療（助産）救護活動体系図



凡 例	
———	派遣要請、派遣命令等の情報伝達経路
-----	施設等の被害状況・患者受入れ状況等の情報経路

第 20 節 救助活動

一般対策編第 3 章第 23 節「救助活動」を準用する。

第 2 1 節 遺体の搜索・取扱い・埋葬

一般対策編第 3 章第 24 節「遺体の搜索・取扱い・埋葬」を準用する。

第 2 2 節 防疫・食品衛生活動

一般対策編第 3 章第 25 節「防疫・食品衛生活動」を準用する。

第 2 3 節 保健活動・精神保健

一般対策編第 3 章第 26 節「保健活動・精神保健」を準用する。

第 2 4 節 清掃活動

一般対策編第 3 章第 27 節「清掃活動」を準用する。

第 2 5 節 公共施設の応急対策

一般対策編第 3 章第 30 節「公共施設の応急対策」を準用する。

第 26 節 ライフライン施設の応急対策

一般対策編第 3 章第 31 節「ライフライン施設の応急対策」を準用する。

第 27 節 文教災害対策

一般対策編第 3 章第 32 節「文教災害対策」を準用する。

第 28 節 その他応急対策

一般対策編第 3 章第 33 節「その他応急対策」 1. を準用する。

第4章 東海地震に関する対策

第1節 計画策定の趣旨

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日に施行された。

この法律は、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の指定及び強化地域に係る地震観測態勢の強化並びに警戒宣言に伴う地震防災応急対策の実施等を主な内容としている。

この法律に基づき、昭和54年8月7日「東海地震」（震源＝駿河湾沖、マグニチュード8程度）が発生した場合、木造建築物等に著しい被害を生ずるおそれのある震度6以上と予想される地域（6県（神奈川、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知）170市町村（当時））が「強化地域」として指定された。

その後、平成13年に東海地震についてよりの確な対策を講じるため、法制定後20数年間の観測データや科学的知見の蓄積を踏まえ、中央防災会議において東海地震の地震像を検証し、震源域の見直しを行った。

新たな震源域による震度分布等の検討結果を踏まえ、平成14年4月に強化地域の見直しが行われ、従来の6県167市町村から8都県263市町村へ拡大されたが、岐阜県の強化地域は従前通り中津川市1市であり、安八町においては、東海地震が発生した場合、震度6以上の地震とはならないと予想されたため、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画の策定及び地震防災応急対策の実施等は、義務付けられていない。

しかし、本編第1章第3節「安八町における被害想定等」に示したように本町地域において、局地的に被害が発生することが予想されるとともに、予知情報が発表された際の社会的混乱の発生も懸念される場所である。

このため、町は、東海地震の発生に伴う災害の発生防止又は軽減をあらかじめ図るために実施する措置について定めるものとし、東海地震注意情報（以下「注意情報」という。）が発表されたときから、警戒宣言が発せられるまで、又は大規模な地震に直結しないと判定されるまでの間において実施する準備措置についても併せて定める。

第2節 基本的な考え方

本計画は、次の考えを基本に策定したものである。

- (1) 警戒宣言が発せられた場合においても、本町の機能は極力平常どおり確保することを基本としながら、警戒宣言・注意情報に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置及び東海地震による被害を最小限に食い止めるための防災措置を講ずることにより、住民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とした。
- (2) 原則として、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間とるべき措置を定めたものであるが、注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまでの間においても混乱が発生することが予想されることから、この間における混乱防止のため必要な対策も盛り込んだものである。
- (3) 東海地震に係る予防対策及び応急対策は、本編第2章及び第3章で対処する。
- (4) 本町の地域は、強化地域ではないことから、大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の実施に関しては、行政指導又は協力要請で対処する。
- (5) 本計画の策定に当たっては、次の事項に留意したが、今後、本計画の実施に当たり、十分配慮する。
 - ア 警戒宣言が発せられた日又は翌日以降の対応措置は、特に区分しないことを原則として、学校対策等区分が必要な対策については、個別に対応をとる。
 - イ 警戒宣言が発せられた時点から地震発生の可能性があることから、対策の優先度を配慮する。
 - ウ 本町及び関係防災機関並びに近隣市町村等と関連を有する対策については、事前に調整を図る。

第3節 東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の対策

1. 計画の方針

町及び防災関係機関等は、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまで、又は警戒解除宣言が発せられるまでの間、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の対策を実施する。

さらに、注意情報が発表され、政府が準備行動を行う旨の意志決定を行った場合、町及び防災関係機関等は、警戒宣言前からの準備行動を実施する。

2. 東海地震に関連する情報の種類

気象庁が発表する「東海地震に関連する情報」には、異常の発生状況に応じ、「東海地震予知情報」、「東海地震注意情報」、「東海地震に関連する調査情報（臨時・定例）」の3種類があり、各情報について、その情報が意味する状況の危険度を表わす指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示される。

情報名	発表基準	主な防災対策
東海地震に関連する調査情報 (臨時・定例) [青]	東海地震に関連する現象について、調査が行われた場合。	1 防災対策は特にない。 2 臨時で発表された場合は、国や自治体等では情報収集連絡体制をとる。
東海地震注意情報 [黄]	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合。	1 必要に応じ、児童生徒の帰宅等の安全確保を図る。 2 救助部隊・救急部隊・消火部隊・医療関係者等の派遣準備を行う。 3 気象庁において、東海地震発生につながるかどうか検討される。
東海地震予知情報 [赤]	東海地震の発生のおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合。	1 地震災害警戒本部が設置される。 2 危険地域からの住民避難や交通規制等の対策を実施する。

第4節 活動体制

注意情報の発表があった時又は警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の防止等を図るため、町は必要に応じて災害対策本部を設置し、公共機関、防災上重要な施設の管理者等とともに、東海地震の予知に係る対策の迅速かつ的確な運営を図る。

1. 町本部

町は、基礎的な地方公共団体として、地域の安全を図る義務があり、警戒宣言が発せられた場合は、必要に応じて町災害対策本部を設置し、災対法及び関係法令並びに町災害対策本部条例等に基づき、町災害対策本部の迅速かつ的確な運営を図る。

2. 地域住民の自主防災組織

地域住民の自主防災組織は、警戒宣言が発せられた場合は、組織的に情報の伝達、消火の準備等を行い、防災関係機関及び防災上重要な施設の管理者の実施する東海地震の予知に係る対策が、迅速かつ的確に推進できるよう協力し、一体的に行動する。

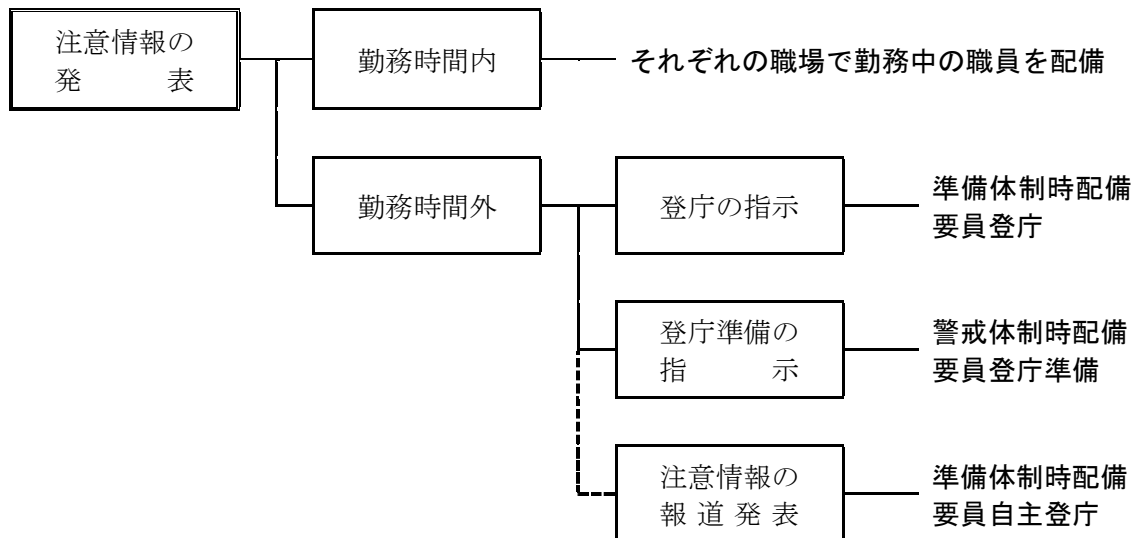
第5節 職員の動員体制

警戒宣言が発せられてから、当該警戒宣言に係る大規模な地震が発生するまでは比較的短時間と考えられ、この間に東海地震の予知に係る対策を迅速かつ的確に実施する上で必要な要員の動員が不可欠なものであり、町は次のとおり職員の動員体制を定めておく。

1. 注意情報の発表があったとき

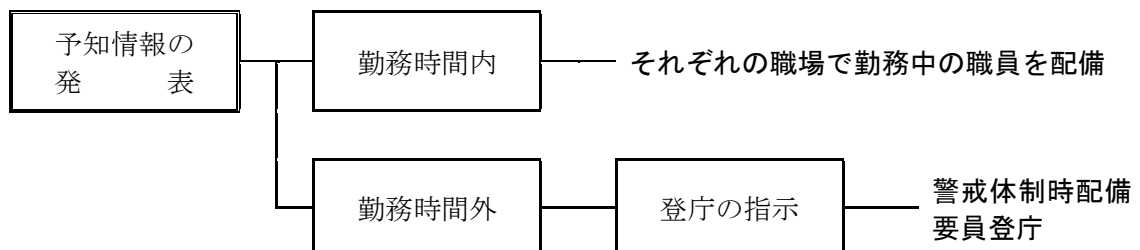
注意情報が発表された場合、勤務時間内においては、それぞれの職場で勤務中の職員を配備するが、勤務時間外においては、本編第3章第1節「活動体制」で定める準備体制をとるものとし一般対策編第3章第2節「災害対策要員の確保」に定める情報伝達経路により、非常配備につく者に対し、登庁準備を指示する。

なお、あらかじめ配備要員に指定された者は、注意情報の発表の報道に接した場合は、登庁の指示を待つことなく自主的に登庁する（災害対策本部の設置）。



2. 予知情報（警戒宣言を含む。）の発表があったとき

予知情報が発表された場合、勤務時間内においては、それぞれの職場で勤務中の職員を配備するが、勤務時間外においては、1. で登庁準備の指示を受けた者（警戒体制配備要員）は、ラジオ、テレビの報道に注意し、予知情報の発表の報道に接した場合、直ちに登庁する。



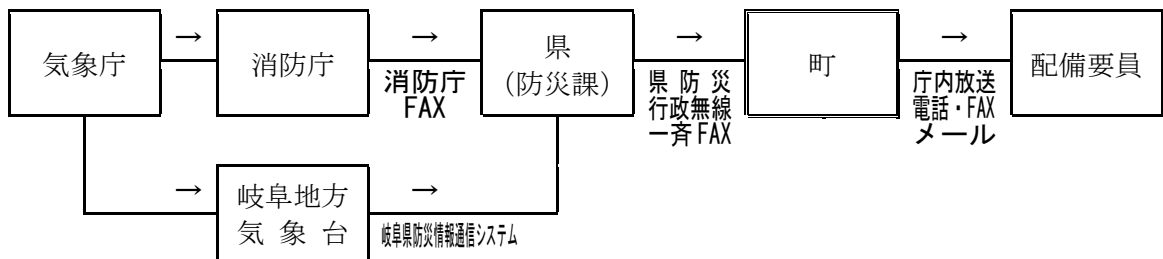
第6節 東海地震に関連する情報の伝達

東海地震の予知に係る対策を迅速かつ的確に実施するため、町本部は、正確かつ迅速な東海地震に関連する情報の伝達及び居住者等に対する緊急広報を実施し、また防災活動状況等の総合的把握を行い、情報の収集及び伝達に万全を期する。

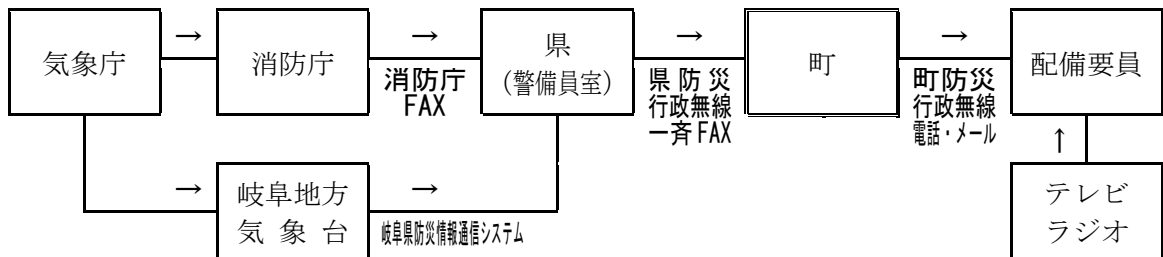
1. 情報の伝達経路

東海地震に関連する情報の伝達経路は、次のとおりであるが、本町に伝達されてからの町内における経路は、一般対策編第3章第2節「災害対策要員の確保」に定める経路のほか、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による。

(1) 勤務時間内の情報伝達経路



(2) 勤務時間外（休日）の連絡報伝達経路



2. 地震予知情報等の発表時の住民への伝達

地震予知情報等が発表された場合、総務課は、地震予知情報等の性格及び居住者等のとるべき行動を併せて次の方法により伝達する。

- (1) 消防団と連携の上、広報車により伝達する。電話・メール
- (2) 町防災行政無線（同報無線）により伝達する。

3. 広報対策

総務課は、地震予知情報等が発表された場合、社会的混乱を防止し、民心の安定を図るため、町防災行政無線、広報車の巡回、町内の掲示板等で迅速、的確な広報を実施する。

また、広報に当たっては、住民等に密接に関係する事項や混乱の発生を防止するための事項に重点をおいて、住民等が正確に理解できる平易な表現を用い、次のような内容を反復継続して表現する。

- (1) 冷静な行動をとること。
- (2) 不用な火気の始末をすること。

- (3) 家具等屋内重量物の倒壊防止措置をとること。
- (4) テレビ、ラジオ等の情報に注意すること。(知事から県民に対して冷静な行動をとるよう呼びかけがある。)
- (5) 当座の飲料水、食料品等の持出しの準備をすること。
- (6) 自動車による移動を自粛すること。
- (7) 安易な避難行動をしないこと。
- (8) 食料品等の買出し等の外出は自粛すること。
- (9) 電話の使用は自粛すること。
- (10) その他住民が必要とすること

4. 広報の手段

町は、ラジオ、テレビ(文字放送を含む。)等報道機関への情報提供、インターネット、同報無線・有線放送、広報車、自主防災組織又は自衛消防組織等により広報を行う。

なお、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、必要に応じて、外国語による表示、冊子又は外国語放送等の様々な広報手段を活用して行う。

また、聴覚障がい者に対する情報伝達にも配慮する。

5. 問い合わせ窓口

町及び県は、住民等の問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整える。

6. 報道機関との応援協力関係

町、県と報道機関は、警戒宣言が行われた場合の報道について、あらかじめ報道協定を締結することとしており、そうした協定に基づき、必要な情報提供を行う。

7. 警戒宣言前からの準備的行動

上記の広報対策は、注意情報発表時点から実施することとし、併せて注意情報の意味や今後の推移、住民・事業所については、不要不急の旅行、出張等を自粛すべきことを広報する。

8. 防災活動状況等の報告

一般対策編第3章第9節「災害情報等の収集・伝達」を準用する。

第7節 事前避難対策

地震予知情報等が発表された場合、河川災害危険箇所等、居住者等の人命の安全を確保するため、町は、避難の勧告、指示の検討を行い、必要があるときは、地域住民の自主防災組織と連携し、県警察の協力を得て迅速、的確な避難対策を実施する。

第8節 消防・水防対策

地震予知情報等が発表された場合、消防団は、不測の事態に備えて、次の事項を重点に必要な措置をとる。

- (1) 正確な情報の収集と伝達
- (2) 火災、水防等のための警戒
- (3) 火災発生の防止と初期消火のための広報
- (4) 自主防災組織等の防災指導
- (5) 防災上重要な施設の防災指導
- (6) その他必要な措置

第9節 交通対策

地震予知情報等が発表された場合、建設課は、警察と連携して人命の安全を図り、交通の混乱を防止するため次の措置をとる。

1. 車両の交通規制

交通の混乱や交通事故等の発生を防止するとともに、交通の安全と住民避難の円滑を図るため、町道における車両の走行を必要に応じて規制する。

2. 応急復旧資機材等の準備

道路の損壊等が予想される場合、応急復旧用資機材の在庫把握及び建設業者等に対して応急復旧の出動準備を要請する。

3. 運転者のとるべき措置

運転者は、地震予知情報等が発表された場合、次の措置をとる。

(1) 走行中の車両は、次の要領により行動すること。

ア 地震予知情報等が発表されたことを知ったときは、地震の発生に備えて、低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切りエンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。

駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。

(2) 避難のために車両は使用しないこと。

第10節 緊急輸送対策

地震予知情報等が発表された場合、総務課は、発災後に備えて、所有する車両を準備し、車両が不足する場合は必要に応じて運送関係業者に対し車両の準備を要請する等、緊急通行車両の確保を図り、緊急輸送が実施できるよう備える。

1. 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認は、一般対策編第3章第6節「交通応急対策」による。

2. 輸送手段の確保

町は、所有する車両等を準備、調達を行うが、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・斡旋を依頼する。

第 1 1 節 物資等の確保対策

地震予知情報等が発表された場合各課は、発生後に予想される被災者に対する救助救護物資及び応急復旧資機材等の円滑な調達のため、生産者及び卸売業者等の在庫量の把握に努め、調達体制を整える。

第12節 保健衛生対策

町は、医療機関及び保健所の協力のもとに、地震予知情報等が発表された場合、避難者等のうち病人等の応急救護並びに発災後に備えての医療、助産、医薬品等の確保、清掃並びに防疫に関する措置を講ずる。

1. 医療・助産

(1) 地震予知情報等が発表されたときの対策の概要

医療機関は、地震予知情報等が発表された場合、対策の措置をとる。

ア 地震予知情報等の発表の周知

医療機関の長は、予知情報が発表されたことについて、医師等の職員及び外来、入院患者等に対して周知徹底を図る。

イ 医療機関の防災処置

医療機関の長は、消火設備、避難設備及び自家発電装置の点検並びに医療器械、備品、薬品等の転落防止、移動の防止及び諸出火防止対策を実施する。

ウ 入院患者の安全対策

エ 外来診療

外来診療については、救急患者を除き中止する。

オ 発災後への備え

医療機関は、発災後の医療機能を維持するため、医薬品、血液、治療材料等の確保に努めるとともに、水、食料、燃料等の確保も併せて行う。

また、医師をはじめとした、職員についてあらかじめ定めた職員連絡網等により連絡を行い、その確保を図る。

(2) 医薬品等の確保

町では、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料、医療用具及び血液の円滑な確保を図るため、必要な措置を講ずる。

2. 清 掃

地震予知情報等が発表された場合、住民環境課は、処理活動に必要な清掃班の編成及び必要資機材等の整備点検を行い、活動体制を整える。

また、指定された避難地に仮設トイレが設置できるよう資機材の調達準備を行う。

3. 防 疫

町は、災害発生後の防疫活動に必要な防疫用資機材の整備点検及び防疫薬剤の在庫量の把握を行うとともに防疫活動に必要な車両の確保準備を行う。

第 13 節 生活関連施設対策

水道、電気、通信及び金融に関する事業を営む機関及びその監督指導機関は、地震予知情報等が発表された場合は、地震防災応急対策及び住民の防災行動の円滑な実施を推進し、災害発生に備えて迅速な応急復旧を実施するための体制を整える。

機関等	対 応 措 置
電 気	継続して供給
水 道	継続して供給
電 話	<ul style="list-style-type: none">・ 電話が輻輳した場合は一般通話を利用制限・ 青色、黄色及び緑色の公衆電話は制限しない。・ 防災機関等の非常及び緊急電話・電報は最優先に確保
警 察	警備本部を設置し、全職員が参集し、あらかじめ定められた交差点に無線警ら車を配置
学 校	<ul style="list-style-type: none">・ 登校前に注意情報の発表があったときは、判定が出るまで自宅待機し、予知情報が発表されたときは休校・ 授業中に注意情報の発表があったときは、ホームルーム等に切り換え、注意事項を伝達し、地震予知情報等が発表された時には、休校、帰宅措置をとる。
金 融	原則として平常どおり営業する。

第14節 帰宅困難者・滞留旅客に対する措置

警戒宣言が発せられた場合、強化地域に対する交通規制や鉄道の運行停止等により、県内に帰宅困難者や滞留旅客が発生することが予想されるため、具体的な交通規制の実施や鉄道の運行停止を踏まえて関係市町村等において対策を講じる。

1. 警戒宣言時対策

県は、交通規制等の結果生じる帰宅困難者、滞留旅客に対して具体的な避難誘導、保護及び食料等の斡旋を行い、町が実施する活動と連携するとともに、必要に応じ市町村間の調整を行う。また、町は、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じる。

運動施設等の管理者は、可能な限り滞留旅客の把握及びその情報の保全に努め、災害発生時に備える。

2. 警戒宣言前からの準備的行動

町及び公共交通機関は、警戒宣言時の運行中止等の措置に関する広報を行う。また、鉄道折返し駅、観光地等の滞留者対策を確認する。

第15節 公共施設対策

1. 道路

地震予知情報等が発表された場合、建設課は、人命の安全と交通の混乱を防止するため、他の道路管理者及び警察機関と連携のもとに、道路管理上必要な措置をとるとともに応急復旧用の資機材の在庫把握及び建設業者等に応急復旧の出動準備を要請する。

2. 河川

地震予知情報等が発表された場合、総務課及び消防団は、他の河川管理者と連携のもとに、必要に応じて応急復旧に必要な資機材及び水防資機材の備蓄数量の確認及び点検を行うとともに、建設業者等に応急復旧の出動準備を要請する。

3. 下水道

下水道管理者は、施設の被災状況を迅速かつ的確に把握するため、次により対策を実施する。

(1) 災害対応組織の編成

職員の召集（自主参集）、役割分担の再確認、関係機関との情報交換（警察、消防、道路管理者、電気、水道等及び県下市町村下水道管理者）

(2) 管渠

地震発生後の調査や緊急措置のため資材の確保、調査用機材及び応急用機材の点検

(3) 処理場、ポンプ場

機械設備及び電気設備の点検

4. 庁舎等重要公共施設

庁舎等重要公共施設の管理者は、災害応急対策の実施上、大きな役割を果たすことになるので、その機能を果たすため、概ね次の措置を講ずる。

また、応急復旧に必要な資機材等の調達体制を整えるとともに、必要に応じて工事業者に対し、出動準備態勢をとるよう要請する。

(1) 自家発電装置、可搬式発動発電機等の整備点検及び燃料の確保

(2) 無線通信機器等通信手段の整備点検

(3) 緊急輸送車両その他車両の整備点検

(4) 電算機、複写機、空調設備等の被災防止措置

(5) その他重要資機材の整備点検又は被災防止措置

(6) 飲料水の緊急貯水

(7) エレベーターの運行中止措置

(8) 出火防止措置及び初期消火準備措置

(9) 消防設備の点検

5. その他の公共施設

その他の公共施設について、その管理者は、必要に応じてそれぞれ緊急点検、巡視等を実施するほか被災防止措置を講ずる。

また、応急復旧に必要な資機材等の調達体制を整えるとともに、必要に応じて工事業者に対し、出動準備態勢をとるよう要請する。

6. 工事中の建築物その他工作物又は施設

工事中の建築物等管理者は、工事中の建築物その他工作物又は施設についてその管理者は必要に応じて工事の中断等の措置を講ずる。

特別の必要により、補強、落下防止等の措置を実施するものについては、作業員の安全に配慮する。

倒壊等により、近隣の住家等に影響が出るおそれがある場合は、その居住者等に対し注意を促すとともに、町に通報する。

第5章 南海トラフ地震に関する対策

第1節 総則

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。）第6条第1項の規定に基づく、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域を中心に、南海トラフ地震に対して必要な事項を定め、全県一体となった南海トラフ地震に対する防災体制の推進を図ることを目的とする。

1. 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本県の地域に係る地震防災に関し、県、県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、本県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び本県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、本編第1章第2節「防災機関の業務の大綱」に準ずる。

2. 南海トラフ地震防災対策推進地域

岐阜県における南海トラフ地震防災対策推進地域は、次のとおり指定されている。

○岐阜市・大垣市・多治見市・関市・中津川市・美濃市・瑞浪市・羽島市・恵那市・美濃加茂市・土岐市・各務原市・可児市・山県市・瑞穂市・郡上市・下呂市・本巣市・海津市・岐南町・笠松町・養老町・垂井町・関ヶ原町・神戸町・輪之内町・**安八町**・揖斐川町・大野町・池田町・北方町・坂祝町・富加町・川辺町・七宗町・八百津町・白川町・東白川村・御嵩町

第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

施設等の整備は概ね5ヶ年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮する。

建築物、構造物等の耐震化、避難場所の整備その他整備計画については、本編第2章第16節「まちの不燃化・耐震化」に準ずる。

第3節 防災訓練

本編第2章第3節「防災訓練」を準用する。

第4節 地震防災上必要な教育及び広報

1. 職員等に対する教育

町は、地震災害応急対策業務に従事する職員や防災士を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動等に関する知識
- (2) 地震に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震地震対策として今後取り組む必要のある課題

2. 住民等に対する教育

県は、町と協力して、地域住民等に対する教育を実施するとともに町等が行う地域住民等に対する教育に関し必要な助言を行うものとする。防災教育は、地域の実態に応じた単位で行うものとし、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施等地域の実情に合わせた、より具体的な手法により実践的な教育を行う。その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動等に関する知識
- (2) 地震等に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (7) 避難生活に関する知識
- (8) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平常時からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (9) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3. 相談窓口の設置

町及び県は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

第6章 地震災害復旧対策

復旧に関する対策は本計画に定めるほか、県計画地震対策編第6章「地震災害復旧」の定めるところによる。

第1節 復旧・復興体制の整備

一般対策編第4章第1節「復旧・復興体制の整備」を準用する。

第2節 公共施設災害復旧事業

一般対策編第4章第2節「公共施設災害復旧事業」を準用する。

第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成、事業からの暴力団排除

一般対策編第4章第3節「災害復旧事業に伴う財政援助及び助成、事業からの暴力団排除」を準用する。

第4節 被災者の生活確保

一般対策編第4章第4節「被災者の生活確保」を準用する。

第5節 被災産業への支援

一般対策編第4章第5節「被災産業への支援」を準用する。